

この通信を
誰のために
発行しているか

親 権のこと

記事内容はわたし個人の見解であり、すべての方への有効性は保証できません。

ご意見などの宛先 horikawassw@gmail.com



親権は、その子が 18 歳になるまでの生死やどこに誰と住むか、何を学ぶかなどのように、子どもの将来に大きな影響があることがらをその親が決めることを言います。

両親が婚姻中は共同親権、両親が話し合って決めていきます。

今国会で民法が改正され、離婚後は夫婦どちらかが持っている(単独)親権を、家庭裁判所が認めれば共同親権にすることが認められました。子どもに両親が愛情を注いで育てること、きょうだいと一緒に暮らすことが善という考えのようです。

しかし、児童虐待やDVを含めて、一緒に暮らせなくて離婚した夫婦が、ふたたび裁判(調停)で親権を争うことにならないとも限りません。本当に子どものためでしょうか。

親権は持たなくても子どものために必要な交流面会を、円満に続けている例を知っています。そうではないから調停を起こすのではないのでしょうか。

☆ 1

同じ地域に暮らす子どもたちが一緒に、地域の小学校に入学して学ぶことが望ましい、共生社会を目指して、そうあるべきだと考えます。

それでも福祉的な視点から、一人の先生が 40 人の子どもたちを見守りながら授業をするのでは、支援が不足する子どもがいるのです。

特別支援学校では、特別支援学校教諭免許を持つ先生が、全国平均で三人の子どもを支援しています。教育委員会が入学を決めます。

特別支援学級で、障害の種類別で定員六人。こちらは保護者が入学予定の学校と相談の結果、教育委員会が入級を決めます。

★ 2

親権を持つ親として、子どもをどこで学ばせるか、何を基準に考えますか？

子どもが可哀そうだからという基準で決めるのでしょうか。子どもに必要な支援を基にして決めるのでしょうか。周りから何か言われたくないから「みんなと同じ」を選ぶのでしょうか。家族の誰かが反対するから選ぶのでしょうか。

子どもの将来に関わる、大事な親権の講師です。子どもにはその決定を、生涯、くつがえすことはできないのです。

